

行政書士みえ

第108号
令和8（2026）年1月



三重県行政書士会

目 次

新年のごあいさつ	1
年頭あいさつ	2
【日行連・中地協関係】	
令和7年度日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会	3
【特集】	
行政書士法改正の概要について	4
四日市豪雨災害に伴う緊急無料電話相談の実施について (災害時支援と行政書士の役割)	5
【支部だより】	
桑員支部	6
四日市支部	7
亀山支部	8
鈴鹿支部	8
伊賀支部	9
津支部	10
松阪支部	11
伊勢支部	11
鳥羽志摩支部	12
尾鷲支部	12
熊野支部	13
三支部合同親睦旅行について	14
北勢四支部合同親睦旅行について	15
【新規入会会員紹介】	
新規入会会員の抱負	17
【研修会・講座】	
ADR調停プラッシュアップ研修会の報告	23
親族調査委員指定研修の報告	24
行政書士職務基本規則と職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する研修会の報告	26
令和7年度丁種会員名簿登載希望者研修・考查及び名簿登載者指定研修の報告	27
経営事項審査等説明会の報告	28
災害復興支援員募集に関する研修会の報告	29
令和7年度 新規入会会員研修会の報告	30
【業務トピックス】	
広報月間の監察活動について	
～三重県医療政策課及び各農業委員会訪問の報告～	32
令和7年度行政書士試験の報告	33
防災訓練参加報告	34
行政書士ADRセンター三重からのお知らせ	35
令和7年度 会員交流親睦事業（ボウリング大会）の報告	36
令和7年度 隣接土業連絡協議会の報告	37
行政書士制度広報月間における取組の報告	38
【委員会・WG等からのお知らせ】	
不当要求防止責任者講習の開催について	39
非行政書士行為の情報提供をお願いします！	40
特定行政書士WGからのお知らせ	40
【共催セミナー報告】	
三重県行政書士会・日本行政書士政治連盟三重会共催 『行政書士法改正セミナー及び意見交換会』の報告	41
【会員の広場】	
温暖化対策と改正GX推進法：私達行政書士の役割と貢献	43
青年会 発足！～笑いあり、涙あり、そして熱い想いを胸に～	45
【その他】	
コスマスみえ通信	46
会員の動き	47
表紙写真の説明・編集後記	49

新年のごあいさつ



三重県行政書士会

会長 若林三知

令和八年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、本年1月1日、改正行政書士法が施行されました。本改正により、行政書士の使命と職責があらためて位置づけられ、「品位保持」「公正誠実」「デジタル社会への対応」といった責務が新たに条文として明記されました。私たち行政書士には、これらを深く自覚し、国民の利便向上と業務の改善進歩に努めることが強く求められています。

とりわけ、特定行政書士の業務範囲拡大と業務制限規定の趣旨の明確化は、実務に直結する大きな前進です。

依頼者本人が作成した書類であっても特定行政書士による行政不服申立ての代理が可能となり、行政手続の「入口」である書類作成から「出口」である行政不服申立て手続まで、一貫して支援できる体制が整いました。これは国民にとって、身近で実効性のある救済手段が広がることを意味します。

また、業務制限規定において「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が追加されたことで、非行政書士による不適切な関与を排除する趣旨がいっそう強まりました。これにより、行政書士が担うべき領域がより鮮明になり、これまで制度の隙間に流れていた業務が、本来あるべき専門家である行政書士のもとへ戻る環境が整ったと言えるでしょう。

これらの改正は、行政書士制度の原点である「国民保護」と「行政手続の適正化」を強化するものであり、私たちの職域が新たなステージへと進む重要な契機です。今こそ、会員一人ひとりが専門家としての責任を胸に、拡大する業務を確実に捉えていく姿勢が問われています。その実践こそが、改正法に示された「使命」を果たす道にほかなりません。

そして、行政手続の急速な電子化を好機と捉え、

「デジタル化の波を力に！専門性を次のステージへ！」

この強い決意を皆様と共有し、共に歩みを進めてまいりたいと存じます。

令和八年は午（うま）年です。午年は、前へ力強く進む「躍動の年」とも言われます。制度改革という大きな節目にふさわしく、私たちも力強く歩みを進め、社会にとって「なくてはならない行政書士」であることを、これから時代にも示してまいりましょう。

皆様のご健勝とご多幸、そして益々のご活躍を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭あいさつ



三重県知事 一 見 勝 之

令和8年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

三重県行政書士会の会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より県政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

会員の皆様には、日頃から各種書類の作成や相談業務に携わっていただいているほか、大規模災害発生時の相談体制の整備等、様々な場面でご尽力いただきしております。県民の皆様から厚い信頼を寄せられています。「頼れる街の法律家」として、県民と行政の架け橋となってご活躍いただいていることに、心から敬意を表します。

令和7年6月に、行政書士法の一部を改正する法律が成立し、令和8年1月1日から施行されました。今回の改正では、行政書士の使命及び職責に関する規定が創設されたほか、特定行政書士の業務範囲の拡大や行政書士業務の制限規定の趣旨の明確化が図られました。特に、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び業務の改善進歩を図るよう努めなければならないことが行政書士の職責として新たに規定されました。社会全体がデジタル化する中、様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験を持つ行政書士に期待される役割は、これまで以上に大きくなるものと考えております。

さて、令和8年4月18日、三重県は誕生から150周年を迎えます。この長い歩みの中で、本県は幾多の困難に直面しながらも、県民の力を一つにして乗り越え、今日の豊かな暮らしを築いてきました。現在、本県は人口減少や自然災害リスクの高まりなど、新たな課題に直面しています。県民の命と尊厳を守りながら、先人たちが築き上げてきた歴史を受け継ぎ、県民の皆様と共に課題に実直に向き合い、三重の明るい未来を築くための施策を着実に進めていきます。

引き続き、県民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に向け、その専門的知識を活かされるとともに、県民一人ひとりに寄り添いながら、行政との架け橋としてご活躍されますことを期待申し上げます。

三重県行政書士会の今後益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝と御多幸を心から祈念し、年頭のあいさつといたします。

令和7年度日本行政書士会連合会と 中部地方協議会各単位会との連絡会

副会長 中道登子

開催日時：令和7年10月8日（水）午後2時00分～午後5時00分

開催場所：名古屋マリオットアソシアホテル

出席者：若林会長、副会長（米田、大久保、加藤、中道）、荻野業務部長、朝熊広報部長

日行連から宮本重則会長と原田誠副会長のご出席のもと、日行連と中地協各単位会との連絡会が開催され、大塚中地協副会長の開会、竹田中地協会長挨拶の後、日行連宮本会長から挨拶があり、座長に、芳賀愛知会副会長が選出され連絡会議が開始されました。

最初に、宮本日行連会長から、日行連の当面の諸問題及び事業、並びに行政書士法の改正について会議資料に沿って説明がありました。

続いて、各単位会から事前に提出した意見・要望について、原田日行連副会長から回答が読み上げられました。ひとつひとつの意見要望に丁寧に説明され、「検討課題とする」という回答がありました。

座長から意見・質問を求められ、米田副会長より、他士業との業界問題への取組について質問が出され、宮本日行連会長から、日行連が現状取り組んでいる他士業との協議について説明があり、他会からは、改正貨物自動車運送事業法について詳細に述べられ、自動車関係団体への監察活動についてもしっかり取り組んでいくべきだと意見が出されました。

これに対し、宮本会長及び竹田日行連副会長から、行政書士法改正公表後、一般企業等から「両罰規定に当たらないか」等問い合わせが増加していると報告があり、法改正にあたって各団体への監察活動や士業団体との協議等進めていくと説明がありました。

宮本日行連会長から、余談ではあるが、行政書士試験の合格率が10%以上であることをもって軽んじられているとして、今後は行政書士試験も改革が必要ではないかとの話もありました。

続いて、竹田日政連幹事長から、日政連の動きについて説明があった後、青木克博中地協理事から閉会の挨拶があり、午後4時30分、連絡会は閉会しました。

今回の連絡会では、実現された法改正が与えている影響について裏話なども交えた実情を聞くことができました。今後、私たち行政書士の活躍の場が大きく拓かれることに希望を抱くとともに、本会でもこの機を逃さずより一層の周知を行っていくかなければ感じました。



行政書士法改正の概要について

副会長 大久保 有 規

令和7年6月に「行政書士法の一部を改正する法律」が可決・成立し、令和8年1月1日より施行されます。以下その概要について説明いたします。

1. 行政書士の使命（第1条）

見出しが「行政書士の使命」と改められ、「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする」と明文化されました。従来の「目的」条項から、社会的責任を明示する規定へと改められ、行政書士の公共的専門職としての位置づけを明確にされました。

2. 職責（新第1条の2）

新たに「行政書士の職責」が創設され、①常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行う義務、②業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取り組みを通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努力する義務が定めされました。行政手続の電子化が進む中、デジタル社会に対応できる専門職としての責務を明文化したものです。

3. 特定行政書士の代理範囲拡大（新第1条の4）

従来は「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政不服申立て」に限られていた代理範囲が「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類」に拡大され、これにより依頼者自身が作成した書類に関する不服申立ても特定行政書士が代理できるようになります。行政救済の利便性が高まり、国民の権利保護の実効性が強化された改正です。

4. 業務制限規定の明確化（第19条）

従前から形式上の「無料」を装っても実質的に報酬が発生する場合は行政書士法違反ではありましたか、改正で「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が追加されたことによりその点が明確化されました。

5. 両罰規定の整備（第23条の3関連）

行政書士又は行政書士法人でない者による業務制限の違反、名称の使用制限の違反、行政書士法人の帳簿の備付及び保存義務の違反並びに依頼に応ずる義務の違反、都道県知事による行政書士又は行政書士法人の事務所への立入検査を拒み、妨げ、又は忌避する違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても罰金刑を科すこととされました。

本改正は、行政書士制度の使命・職責を明確化するとともに、無資格者による行政手続への不適切な対応を是正、デジタル社会に適応するための制度整備です。一方で、会員には「デジタル対応力」「法令遵守」「倫理意識」のさらなる向上が求められ、社会の信頼に応えられる行政書士業務の確立が期待されます。

四日市豪雨災害に伴う緊急無料電話相談の実施について (災害時支援と行政書士の役割)

災害時支援WG 代表 郡山方正

令和7年9月12日(金)に発生した四日市豪雨災害では、「くすの木パーキング」において274台もの車両が水没するなど、地域に甚大な被害をもたらしました。

この緊急事態を受け、当会では会長の指揮のもと、速やかに被災者支援体制を整え、9月20日(土)・21日(日)の両日、緊急無料電話相談を開設いたしました。

本相談会の実施にあたっては、三重県、四日市市、NPO法人みえ防災市民会議の皆様がSNS等を通じて周知にご協力ください、市民の皆様へ迅速に情報を届けることができました。

当日は、「自動車が水没した際に何をすべきか」や「床上浸水後の手続きはどう進めるべきか」など、切実かつ具体的な相談が寄せられました。

災害時には、罹災証明書の取得や保険請求など多くの「手続き」が発生しますが、被災直後の混乱の中でこれらを適切に進めることは容易ではありません。だからこそ、行政手続の専門家である私たち行政書士が、制度の案内や必要書類の整理を通じて被災者の不安を軽減し、不利益を防ぐことは、当会の重要な公益的使命であることを改めて認識いたしました。

また、相談会終了後も切れ目のない支援を行うため、「水害で車が被災したときの手続きガイド」を新たに作成し、Facebookおよび当会ホームページで公開しました。無料電話相談窓口は10月31日まで継続設置いたしましたが、幸いにも新たな相談はなく、初期段階の不安解消に一定の役割を果たせたものと考えております。

今回の取り組みは、行政からの要請を待つことなく、自ら公益的使命に基づき行動したものであり、当会の結束力と主体性を示す貴重な機会となりました。

今後も災害が発生した際には、行政書士としての専門性を活かし、会員の皆様のお力を借りしながら、迅速かつ適切な支援が行える体制を整えてまいりたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ご尽力いただいた会員の皆様、ならびにご協力いただいた関係機関の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。



電話相談中の様子（令和7年9月21日(日)）

四日市豪雨災害被災者向け

行政書士による 緊急無料電話相談

ご質問でも
お尋ね下さい！

電話番号 059-226-3137

実施日時 9月20日(土) 10時～16時
9月21日(日) 10時～16時

被災された皆さまへ
このたびの災害において被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。一部に半・壊滅的なことをお祈り申し上げます。三重県行政書士会では、被災された皆さまの不安を少しでも取り除くため、無料電話相談を実施いたします。

下記のような内容に関してご相談が可能です

- ・罹災証明書の交付申請手続き
- ・自動車の抹消登録手続き
- ・自動車のナンバープレート変更手続き
- ・その他、災害に伴う行政手続き全般

※お気軽にご相談ください

◎ 三重県行政書士会

水害で車が被災したときの
手 続 き ガ イ ド

発災直後、まずは企業相談

発災記録確認業者へ連絡

任意保険あり

保険会社へ連絡

修理業者やTiviaへ連絡

修理業者へ連絡

修理業者にて修理可不可判断

修理不可の場合には水害保険扱い

★この部分で日々要する場合は、一括修理業者をまとめて自動車税の課税対象外となる場合があります。（ご自身で一括修理業者をまとめる場合の必要な書類と手順）

・登録車の場所
・登録車の年式、登録認定書、実走行距離、ナンバープレート、車検
手続料：登録の差額支拂
・登録自動車の書類
・登録自動車の年式、登録認定書、実走行距離、ナンバープレート、車検
手續料：登録の差額支拂

※ローン持っている場合、所有者ローン契約をマイナスして下さい
する。また、車の登録を解除する場合は、ボーナス料金を二倍支払うことになります。そのため、登録料の場合は、登録料（本体料）にボーナス料金に応じて支払われる可能性があります。
・自動車税（新規登録はなく）・自動車重量税・自動車保険

海賊版の削除方法は、[こちら](#)を参照してください

2027-4092-3265

受付時間：平日10:00～16:00

◎ 三重県行政書士会

支部だより

広報月間の取り組みなど今年の振り返りと新年の抱負

桑員支部

支部長 中村 五十六

桑員支部では、令和7年度行政書士広報月間の取り組みとして、令和7年10月13日（月）に無料相談会と広報グッズの配布を行いました。

会場は午前中、桑名市寺町通り商店街「くわなまちの駅」で開催しました。「寺町通り商店街」では、毎月3と8がつく日（3、8、13、18、23、28日）に朝市「三八市（さんぱちいち）」が開催され、その日は大変活気のある商店街となります。当日は天気も良く13日という事とウォーキングのイベントとも重なり、多くの来場者で賑わい、相談員の頑張りのおかげで広報グッズが飛ぶように配られていきました。昨年に比べて相談者が多く、開場と同時に相談者が2名来場され、うれしい悲鳴



でした。相談員がしっかりとスムーズに対応し、無事時間内に相談会を終えることができました。

午後からは会場を移動し、いなべ市役所内にある「シビックコア棟」で開催しました。市役所の敷地内にあるにぎわいの森【いなべヒュッテ】では祝日ということでポケモンとドッグランのイベントがあり、子ども連れの方や犬連れの方が多く訪れていました。駐車場も満車状態でしたがシビックコア棟へ訪れる方は比較的少なく昨年に比べて相談件数が少なくなったことは残念でした。広報グッズは無事に予定数をすべて配り終える事ができました。



四日市支部

支部長 三 津 圭

明けましておめでとうございます。

令和7年は役員改選の年となり、新体制のもと支部活動を行ってまいりました。研修会、相談会、北勢4支部親睦旅行など、これまで培ってきた活動は継続しつつ、さらに新しい取り組みを進めてきました。具体的には、災害時積立金の増額、行政書士として向上を目指す有志団体への補助金新設、他団体との協力による新たな相談会の開催などを実施しました。

社会の状況はますます厳しくなってきているように感じます。昨年9月には四日市市においても豪雨災害が発生するなど、気象状況の変化も顕著になっています。さらに、AIの活用や電子申請の普及など、行政書士にも変革の波が押し寄せています。支部としてできることは限られているかもしれません、会員の皆様と力を合わせ、知恵を出し合いながら活動を進めていきたいと考えています。

支部会員の皆様、本年も支部活動へのご協力をよろしくお願ひいたします。

また、四日市支部では、例年2回開催している無料相談会について、今年は諸般の事情により1回のみの開催となりました。10月4日（土）にショッピングセンター「日永カヨー」にて開催し、支部会員10名が相談員として参加しました。いつもとは異なり2階での開催となったため、午前中は相談者が少なく心配しましたが、午後からは絶え間なく相談者が来場し、最終的に12組の相談を受けました。

相談内容は遺言・相続が中心でしたが、後見や贈与に関する相談も増えており、相談の幅が年々

広がっていることを実感しました。相談会では、近くを通る方々に広報グッズを配布し、行政書士制度の周知活動も行いました。短い時間ながら、実りある広報活動になったと思います。

さらに、昨年に引き続き四日市市役所のご協力をいただき、市役所北館に懸垂幕を設置していました。建物の工事により足場があり少し見づらい状態でしたが、行政書士広報月間の周知として市民の皆様へのアピールに大きく貢献しました。



日永カヨーでの相談会



懸垂幕

亀山支部

支部長 櫻井好基

亀山支部では、令和7年度に3回の無料相談会を開催する予定です。

第1回は7月5日（土）、亀山市文化会館にて、亀山市や亀山市社会福祉協議会等との共催による「成年後見セミナー」が開催され、その第2部として無料相談会を実施しました。会員7名が参加し、約1時間の相談時間で6組の相談を受けました。亀山支部としてはこのような連携した取り組みは初めてでしたが、無料相談会の実施がセミナー参加者の増加にも寄与したことから、行政等との良好な関係づくりに成功したと考えており、今後も継続していきたいと思います。

第2回は広報月間の活動として、令和7年10月11日（土）午前10時から午後3時まで、亀山商工会館にて一日行政手続無料相談会を開催しました。

事前広報は市広報への掲載や新聞折り込み広告

を活用し、昨年度同様に「予約優先」としました。当日は全会員16名中9名が参加し、4ブースで相談対応を行いました。相談件数は11組と昨年度に比べ減少しましたが、予算の関係で新聞折り込み広告の配布数を少し減らしたことでも影響していると考えています。

相談内容は相続関連が多く、後見、墓じまい等の高齢化に伴う地域社会の変化を反映した相談に加え、不動産取扱い等の所掌外案件も含め、多様な相談ニーズがあることがうかがえました。

なお、第3回は行政書士記念日のある来年2月に、昨年同様、亀山エコータウンにて開催する予定です。

亀山支部としては、当面この3回の無料相談会を基盤とし、様々な広報手段を通じて行政書士および行政書士会活動に貢献していきたいと考えています。

鈴鹿支部

支部長 谷田義弘

鈴鹿支部では、広報月間の取り組みとして、例年どおり市役所庁舎内の各部署および市内地区市民センターに掲示用ポスターと行政書士制度広報用グッズを配布しました。

さらに、10月18日（土曜日）10時～15時まで、イオンスタイル鈴鹿白子「そよら」2階エレベーター前にて行政書士相談会を実施しました。8名の支部会員が16件の相談に対応しました（令和7年2月16日（日曜日）実施の相談会実績は17件）。相談内容は重複しますが、相続8件、遺言5件、その他10件でした。

今回の新しい試みとして、この相談会における受任責任を負わない旨の説明書に署名いただく書

類（アンケートを含む）を準備しました。これは、相談に応じたそれぞれの支部会員の責任回避を目的としています。

当初は当日の取材を中日新聞に依頼していましたが、3日前の10月15日（水曜日）朝刊（14面）に告知を掲載していただくことができました。これにより事前に予約希望の連絡が3件あり、このうち7件が新聞告知をきっかけに利用されました。その他8件は通りがかり、1件は身内からの紹介のことです。

このことから、利用促進には店内アナウンスと新聞告知が有効であることが確認されました。

新しい会場（そよら鈴鹿白子）での相談会は今

回が2回目ですが、アンケートでは「場所が分かれにくい」という意見がありました。今後は案内の充実を図るよう働きかけていきたいと思います。

これ以外には特に問題もなく、写真からもわか



るように、全員が真剣に相談対応にあたり、アンケート結果からもほとんどの相談者に感謝の意をいただきました。



伊賀支部

明けましておめでとうございます。

伊賀支部の令和7年の活動をご報告いたします。

・行政書士表示板設置

伊賀市役所正面入口に、念願の行政書士表示板（忍者カラーの黒をベースにした庁舎に相応しい色調となっています）が設置されました。

・無料相談会の実施

伊賀支部では、名張市役所での「行政書士無料相談」、また伊賀市多文化共生センターでの「外国人のための在留相談」に毎月相談員を派遣しています。残念ながら、予約ゼロのときもありますが、行政書士広報活動として大切な活動です。相談員の会員の皆様、引き続きよろしくお願ひいたします。

・三支部合同旅行

9月6日（土）、三支部合同旅行「よしもと観劇ツアーア」に、伊賀支部から10名参加しました。今回幹事の津支部の皆様、有難うございました。

・広報活動等

10月の広報月間活動として、支部役員5名が伊

賀市、名張市内13カ所に各々ポスター掲示、チラシ配布等依頼に訪問しました。

・研修会の実施

10月25日（土）、ゆめぽりすセンターにおいて、「行政書士とコンサル業務について～顧客繁栄を目指して～」と題し、帶山勝一郎先生（桑員支部）に講義していただきました。

他支部からも10名の参加者があり、新しい気づきを得た有意義な研修会でした。

令和8年も、伊賀支部活動にご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



津支部

支部長 澤井利文

新年、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月26日の支部総会において執行部が新しい体制となり、9名の支部役員で出発しました。まず6月初旬に各官公署の窓口を新執行部の挨拶および監察活動のために訪問し、どの窓口も快くご対応いただきました。

8月9日に支部研修会「経営事項審査について」を開催しました。講師は経審WG代表の帶山勝一郎先生（桑員支部）にお願いし、他支部の会員を含め31名の方が参加されました。経営事項審査の基礎だけでなく、営業コンサルティングの一部をお話しいただき、新人会員にもわかりやすくご説明いただきました。研修後には懇親会も行い、支部会員相互の交流も深めることができました。

9月6日には津支部幹事による恒例の三支部合同親睦旅行（松阪・伊賀・津支部）を実施しました。

広報月間では、10月12日の津まつりに出展し、テントブースでの無料相談会と行政書士PRグッズを配布しました。小雨が降るなど不安定な天候でしたが、支部会員8名が参加し、相談に来られた方は相続4件、その他2件でした。PRグッズは、行政書士チラシ（裏面に津支部掲載希望会員の名簿を印刷）を挟んだクリアファイル、ポケットティッシュ、津支部名入れボールペンをユキマサビニール袋に入れ、800セット配布しました。

10月26日の久居まつりにも参加し、こちらは久居アルスプラザ2階カルチャールームでの出展で

した。支部会員7名が参加し、相談に来られた方は相続3件、農地転用1件でした。PRグッズを400セット配布しました。

新年の抱負としては、執行部が新体制となり、先輩会員の方々が築いてこられたことを踏襲していく一年にしたいと考えております。今年度も残すところわずかですが、忙しくなることが予想されます。

1月には津市議会議員選挙が行われます。2月には行政書士記念日の無料相談会を2日間開催する予定です。3月～4月は支部総会の準備をする必要があります。支部役員全員で協力して進めてまいります。



松阪支部

支部長 長戸太志

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年のトピックスは、松阪市から三重県行政書士会に、空き家問題に対する提案があり、松阪支部が窓口になり、市民からの空き家の処分についての相談に、空き家のコンシェルジュ的な役割が出来ないかという事になり、「空き家終活 お助けプロジェクト」と題して発進いたしました。内容としましては市へ寄せられるこのような相談を専門家団体に情報提供を行い、「空き家の終活」の第一歩となる「様々な手続き」や「その費用」などを所有者に提示することで、所有者の負担軽減を図るとともに、確実な「空き家の終活」に繋げていく取組となります、具体的には行政書士が各専門団体と調整を行い、その相談案件毎に、計画書を作成し、その空き家を処分するにあたり、必要な手続き、かかる費用、想定売却価格について、松阪市が相談者へご提案するサービスです。

これによって空き家等の解体、未登記・処分困

難な不動産の減少により、不動産の流動化が進み、土地の開発利用も増加することが予想され結果、地域の利益につながると期待しております。

松阪支部におきましては毎月、広報活動としまして松阪市内の振興局や産業支援センターにて、無料相談会を開催しております。行政書士の広報月間である10月では産業支援センターにて相続・遺言を中心に6件の相談があり、支部の会員3名で対応させていただきました。このような活動を通じて、行政書士の仕事を少しでもご理解いただけるように精進してまいります。



伊勢支部

支部長 福田和幸

2年間本会の広報部を経験させていただいたことで、10月の取り組みに思い入れがあり、年度当初からそれを目途に事業を進めてまいりました。

伊勢支部では、毎年「無料相談会」と行政書士業務が係わる自治体及び関連施設を3日間かけて訪問し、広報グッズとポスターの配布と同時に監察活動を実施しています。今年度は「大紀ふれあい祭り」(無料相談会とグッズ配布)が10月26日(日)に急遽予定に入り、忙しい広報月間となりま



した。

結果は次のとおりです。

- ・無料相談会…（伊勢市）5件
- ・大紀ふれあい祭り（大紀祭り）…0件
(開催中の雨で大変でした)

・自治体等訪問…44か所、3日間、述べ19人

（役員＋会員）で対応

親睦事業や会員研修等の検討課題が残っていますが、役員と協議しながら各事業を進めていきたいと思います。

鳥羽志摩支部

令和7年度行政書士広報月間における鳥羽志摩支部の活動について報告します。

鳥羽志摩支部では、令和7年10月26日に志摩市鵜方公民館にて行政書士無料相談会を開催いたしました。

支部会員12名が参加し、19組の相談者が来場されました。会場では広報グッズの配布を行い、無料相談とともに行政書士制度の広報活動を実施しました。

今回の無料相談会ではほぼ全ての相談が相続に関するものであり、地域の課題として高齢化などに伴う相続への関心の高さが伺えます。

当日は天気が悪かったため来場者はそれほど多くないものと予想しておりましたが、始まってみ

支部長 河 村 啓

ると順番待ちが発生するほどの大盛況で驚きました。

支部会員の皆様も多数参加いただき、スムーズな相談対応ができましたが、想定外の来場者数に対応するためのプライバシー保護や会場選定について、新たな課題が見つかったと感じています。



尾鷲支部

謹んで新春をお祝い申し上げます。

尾鷲支部におきましては、昨年も支部活動に会員の皆様が高い割合で参加、協力していただきました。

10月の広報月間では、ポスター掲示を含めた広報グッズの配布のほか、10月5日には「尾鷲市くらしとこころの相談会」と共同開催した「四士業無料相談会」を尾鷲市立中央公民館において実施

支部長 北 村 琢 磨

いたしました。

当日は、行政書士6名のほか、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政相談委員、公証人（松阪）、保健師、社会福祉士の計14名が参加し、相続・税・登記・境界など5件の相談に対し、他業種2名1組体制で対応いたしました。

回を重ねるごとに参加職種も増え、相談対応のみならず業種間での情報交換なども行われ、充実

した内容となりました。

また、大河ドラマゆかりの地めぐりを行っている例年の支部研修懇親旅行では、10月に大和郡山市、奈良市を中心に訪問し親睦を図りながら相互の情報交換も行つきました。

本年は、恒例となっている尾鷲市長・紀北町長をお招きしての懇談会を1月に、無料相談会を2月に開催する予定です。

今後も、少人数支部であることを利点とし、フットワーク軽く会員相互の横の連携を図りながら、

地域に貢献できるよう和気あいあいとした雰囲気のもとで支部運営を進めてまいりたいと存じます。



熊野支部

熊野支部では、11月3日（祝）毎年恒例の熊野市紀和町B & G海洋センター一帯で開かれる「紀和ふるさとまつり」において、司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会及び社会保険労務士会とともに、5士業合同相談会を開催しました。

当日は時折強風が吹く晩秋の肌寒い一日となりましたが、地域内外から訪れた約3,000人の来場



支部長 須川 裕充

者でにぎわい、熊野支部から6名の参加がありました。

当日は全体で5件の相談があったものの、残念ながら行政書士への相談はありませんでしたが、会場内においてチラシ、クリアファイル、ティッシュなどの啓発グッズを配布し、相談会の周知と行政書士制度の広報を行いました。



三支部合同親睦旅行について

津支部長 澤井利文

令和7年9月6日（土）台風一過の青空の下、松阪・伊賀・津三支部合同親睦旅行を開催しました。今回は「笑い」をテーマに、大阪・なんばグランド花月を訪れました。三支部旅行で同所を訪れるのは、平成25年以来となります。

開演時間が午後4時からと遅い時間の公演しか予約できず、帰宅時間が遅くなることから参加人数が少なくなることを懸念しておりました。ところが総勢31名（松阪支部7名、伊賀支部10名、津支部14名）ものご参加をいただき、予想を上回る人数の方に申し込んでいただきました。

名張駅、桔梗が丘駅、津駅の順にバスへご乗車いただき、一路大阪へ。お昼過ぎの午後1時頃には大阪日本橋のバス降車場に到着しました。開場時間の午後3時30分までは自由行動とし、皆様それぞれに「食い倒れの街・大阪」を楽しまれたことと思います。

いよいよ午後4時、待ちに待った開演です。立ち見も出るほどの満席で会場は大いに盛り上がりました。テンポの良い漫才で笑いが絶えず、西川きよし師匠の元気な姿から多くのパワーをいただきました。最後の吉本新喜劇では、「あいちゃん」と酒井藍さん座長による「闘え！花月高校柔道部」が上演され、笑いあり、感動ありの柔道部物語に会場中が引き込まれました。公演終了後は、皆様無事に帰りのバスへご乗車いただき、迷子になる方もなくほっといたしました。

今回ご参加くださいました皆様、誠にありがとうございました。来年も津支部が幹事となって旅行を企画いたします。まだご参加いただいたことのない方も、ぜひ次回はご参加ください。今後ともよろしくお願い申し上げます。



北勢四支部合同親睦旅行について

四日市支部長 三 沢 圭

10月25日（土）～26日（日）の2日間、北勢4支部（桑員、四日市、鈴鹿、亀山支部）合同で親睦旅行を行いました。残念ながら今年は亀山支部からの参加はありませんでしたが、総勢26名での旅行となりました。今年は、岡山県倉敷市方面へ。

1日目は児島ジーンズストリートへ。出発と同時にアルコールが入るのは、いつもの光景。皆さん思い思いに楽しく過ごしているうちに岡山県倉敷市へ。児島ジーンズストリートでは自由行動。国産ジーンズ発祥の地ということでたくさんのジーンズショップが軒を連ねています。道路にもジーンズが吊られていたり、ウインドウも綺麗に飾られていて目移りしてしまいます。高級ジーンズを買ってご満足の方も!?



児島ジーンズストリート



宿泊先は、鷺羽山吹上温泉。今回は、新しいタイプのお宿ということで、宴会場での宴会ではなく、ビュッフェ形式の夕食。初めてのことでのうなるか心配でしたが、美味しい料理とお酒、何よりも自分で食べたいものが食べたいだけ選べるということでなかなか好評だったと思います。その後もカラオケをしたり、温泉に入ったりと各々楽しい時間を過ごし夜は更けて行きました。

2日目は、朝から雨。鷺羽山の展望台へ向かったのですが、雨脚も強くなり、残念ながら瀬戸内海の絶景は見ることができず、集合写真も撮れませんでした。



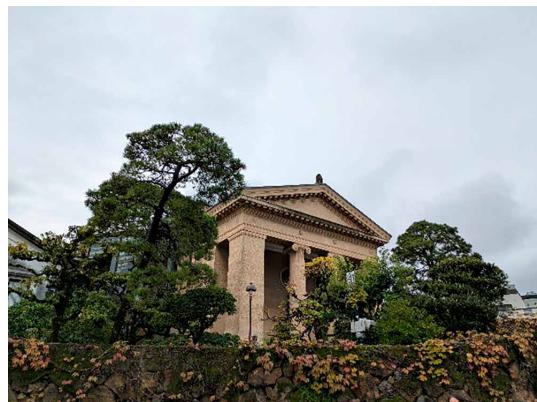
鷺羽山展望台



そして、この旅行のメイン観光である倉敷美觀地区散策。あれだけ降っていた雨も到着することにはすっかり上がり、観光日和に。皆さんの中頃の行いが良いからですよね、きっと。ここでやっと念願の集合写真を撮影することができました。そして、倉敷は、大原美術館や歴史的価値のある建物や展示物、グルメ・・・とても一日では回ることができないくらいたくさんの魅力あふれる街並みでした。ちょうど日本遺産フェスティバルが開催されていて、三重県のブースもあったようです。倉敷まで来て三重県の物に出会えるなんて感慨深いですね。



倉敷にて集合写真



大原美術館



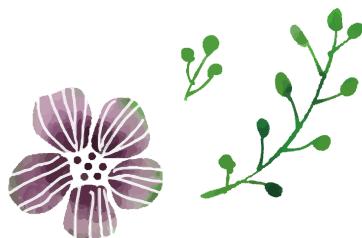
水路がある街並み



歴史的な建物

天気予報は雨の予報でしたが、二日目の午前中に雨に降られただけで、あとは快適に旅行することができました。そして、何よりも、今年も無事に楽しく帰ってくることができました。

毎年おなじみの三重ジャーナル観光社様、運転手さん、バスガイドさん、そして参加された会員の皆様、ありがとうございました。





新規入会会員の抱負



鈴鹿支部 中 谷 政 義

令和6年12月に登録・入会させていただきました中谷政義と申します。現在も医療機関で事務員と勤める一方で、以前より携わっている社会福祉の分野でも活動しております。今後は行政書士として高齢者や障害のある方、生活に困窮されている方など、様々な課題を抱えた方の行政手続きについてご支援ができればと考えております。

いたらない部分も多々ありますが、先輩の皆様方のご指導を受けながら、少しづつ地域の皆様のお役に立つことができるよう努めてまいります。



鈴鹿支部 前 川 忠 浩

令和6年10月15日付で登録・入会させていただきました前川忠浩と申します。令和6年3月まで県立特別支援学校に在籍しておりましたが、この度退職し、行政書士として開業いたしました。

身内が自動車販売店を営んでおり、日頃から整備や登録業務の手伝いを通じて、車に関する知識や経験を積んでまいりました。個人としてもジムカーナ競技を中心にモータースポーツ活動も続けており、車を通じた人とのつながりや、競技を通じて挑戦することの大切さを日々実感しております。

主に自動車登録業務をさせていただいておりますが、分からることばかりで、まだまだ勉強が足りないと感じております。今後ともご指導よろしくお願ひいたします。



松阪支部 南 部 友 紀

令和6年12月に行政書士として登録・入会いたしました南部友紀と申します。税理士としての経験を活かしながら、法務と税務の両面からお客様に安心をお届けできるよう努めてまいります。

趣味は食べ歩きや映画鑑賞、そして動物と遊ぶことです。おいしいものをいただ

いたり、動物と触れ合う時間が日々の活力になっています。

まだ学ぶことが多いですが、誠実さを大切に、一つひとつのご縁を大切にしながら地域に貢献できる行政書士を目指してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。



四日市支部 植 村 紀 一

令和7年1月15日付にて登録・入会させていただきました植村紀一（ウエムラノリカズ）と申します。

私は、平成16年6月に税理士登録を行い、現在、四日市市陶栄町にて税理士事務所を開業しております。

この度、行政書士を登録させていただいたのは、日々の業務の中で、官公署に対する許認可等の申請や、権利義務・事実証明書類の作成に、資格の必要性を感じておりましたので、満を持して登録をいたしました。

尚、行政書士としては、まだまだ経験が不足しております。

諸先輩方のご指導を受け、知識・経験を積み重ねていきたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



四日市支部 水 口 千 景

新年あけましておめでとうございます

令和7年2月に登録・入会いたしました、水口千景と申します。

これまで弁護士事務所と司法書士事務所で約15年勤務しておりましたが、この度、一念発起し行政書士事務所を開業いたしました。

現在はこれまでの経験を活かし、相続の手続きや遺言・離婚などの公正証書の原案作成を中心に業務を行っております。

「新しいことを始めるのに遅すぎるということはない」と信じ、今後は許認可や入管業務等にも挑戦し、できることを一つずつ増やしていきたいと考えております。

まだまだ知らないことも多く、学び続けていく日々ですが、諸先生方のご指導・ご鞭撻を賜りながら、一步ずつ着実に成長していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。



松阪支部 渡 辺 忍

令和7年3月に登録いたしました、明和町在住の渡辺忍と申します。
陸上自衛隊でヘリコプターパイロットとして約33年間勤務し、部隊長として人事労務管理や航空安全の確保に携わってまいりました。退職後は、その経験を生かして社会保険労務士として独立し、労務管理や安全体制構築の支援を行っております。
このたび行政書士としても登録し、法務と労務の両面から事業運営を支援できる体制を整えました。組織で培った実践的マネジメント力を活かし、地域企業の発展に貢献してまいります。
趣味は読書と爬虫類の飼育です。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



松阪支部 堀 木 健 一

令和7年4月15日行政書士登録をしました堀木健一と申します。
サラリーマン時代とはまた違う責任とやりがいを感じながら、地域の皆さまのお役に立てるよう日々努力していきたいと思います。
行政書士としての仕事は、書類の作成や手続きの代行にとどまらず、人と人との信頼をつなぐ大切な役割があると感じています。お客様のお話を丁寧に伺い、それぞれの思いに寄り添いながら、最適なサポートができるよう努めます。

また、この新しい挑戦と共に支えてくれる友人の存在に心から感謝しています。共に励まし合い、学び合いながら、自分自身も成長を続けていきたいと思います。



四日市支部 森 康 哲

令和7年4月に登録・入会させていただきました森康哲と申します。私はドローンに関する法務支援業務に関心を持っており、今後の発展が期待される空の産業・サービス、そして災害対策や国防といった幅広い分野において、法的手続きを通じた安全で健全な運用環境づくりに貢献したいと考えています。ドローンの登録制度や飛行許可申請、関連する事業支援など、専門的な知見を深めながら、依頼者に信頼される行政書士を目指して努力して行きたいと思います。

趣味：アコースティックギター弾語り、ブルースハープ



津支部 宮 崎 謙 吾

令和7年4月に登録・入会させていただいた宮崎謙吾と申します。
前職は賃貸不動産の管理（建設）会社の中間管理職でしたが、「お金より、やりがいのある仕事でより丁寧な地域貢献がしたい」と思い早期退職しました。
相続・遺言・終活関連、農地法関連で、知識・経験を積み上げ、他士業や行政書士会の諸先生方と連携し、お一人お一人のお客様のお役に立ちたいと考えております。
趣味は旅行、ソフトボーラー、読書、カラオケ、サイクリングなどです。
何卒ご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。



熊野支部 和 田 成 司

令和7年5月に登録・入会しました和田成司と申します。金融機関にて内勤1年・営業11年勤務しておりましたが、勤めていた中でお客様のお役に立てる仕事を自分で行っていきたい気持ちが芽生え退職し現在にいたります。
行政書士に関する業務経験は全くありませんが、基本的な業務を研修や実務を通してしっかりと経験を積み、地域の方々から信頼されるような行政書士を目指していきたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

趣味：野球（硬式・軟式両方ともしています）、写真撮影（主に娘のダンス、知人からの七五三やイベントの撮影依頼）



伊賀支部 秋 本 和 美

令和7年6月に登録・入会しました秋本和美です。
地道に努力していく所思っています。
よろしくお願ひいたします。

津支部 田 中 秀 一



令和7年6月15日付で登録・入会させていただきました田中秀一と申します。行政書士が行う業務については、多種多様で広範にわたり、いずれも専門知識が必要なものばかりで、社会の変化などに伴う法令改正等にも迅速かつ的確に対応していく必要があると考えています。

このため、新人の私にとっては、非常に重責ではありますが、行政書士会の業務関連情報のほか、先輩各氏のご指導を賜りつつ、知識や経験を積み重ねてまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



鈴鹿支部 日々野 正 英



令和7年8月に登録・入会させていただきました鈴鹿支部の日々野正英と申します。司法書士と土地家屋調査士を兼業しております、主に不動産、相続、会社法人の分野でこの資格を活かして依頼者の皆様や地域の方々に貢献していきたいと考えております。

家族は、妻と子どもが二人（8歳と5歳）おります。キャンプが趣味で、年3回は行きたいと思いながら、今年はまだ1回しか行けておりませんが、子どもたちが大きくなれば一緒に来てはくれないだろうと思い、今のうちにと楽しんでおります。

そんな家族の時間も大事にしたいと思いつつも、行政書士として一步踏み出したからには、しっかりと研修を受け、経験を積んで、業務に取り組んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



四日市支部 伊 藤 功 一



ひなが行政書士事務所の伊藤功一と申します。私は現在、化学メーカーに勤務しています。化学分析技術の専門家として、これまでに様々な製品・製造トラブルの原因究明を行い、その解決に導いてきました。どのような難題にも軽いフットワークで臨機応変に対応できることが長所です。

2021年に父を亡くしました。父は前立腺癌の治療のためにホルモン注射を行った結果、副作用により足腰の筋力の低下を招き転倒、腰を骨折、車椅子生活となってしまい、体力、気力を徐々に失い、その3年後に亡くなりました。父が亡くなった時、母は脳梗塞のため入院中であり、母不在の中、今後のことと家族と相談しましたが、相続トラブルとなってしまいました。父が遺言書を残していれば、このようなことにならなかっただろうでしょう。たった一言の遺言を残してくれれば・・・

私は残りの人生の全てをかけて争族という名の相続争いを、この世の中から少しでも無くすことがで

きるよう遺言専門の行政書士としてお客様のお悩みに真摯に耳を傾け、お客様とご家族の幸せを最優先にお悩みの本質を深堀りして、その解決策をご提案して参ります。

諸先輩先生方、ご指導の程、よろしくお願ひ申し上げます。



松阪支部 清田卓也

このたび、令和7年8月15日付で松阪支部に登録・入会させていただきました、清田卓也と申します。

これまで公務員として、地域づくりや産業・観光振興などに携わってまいりましたが、令和7年3月末をもって退職し、「地域の皆さまのお役に立ちたい」という思いから、行政書士として新たな一步を踏み出しました。

行政書士としての活動にあたり、まずはコンプライアンスの遵守を第一に、地域の皆さまから信頼される存在を目指してまいります。

右も左も分からぬところからのスタートではありますが、一つひとつ学びながら、少しでも地域のお役に立てるよう精進してまいります。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



鳥羽志摩支部 山下憲一

令和7年9月15日付で登録・入会させていただきました山下憲一と申します。

令和7年3月まで公務員として30年勤務しておりましたが、50歳を前にして新たな道に進むことを決め、行政書士事務所を開設いたしました。

事務所は、私が生まれ育った鳥羽市の離島・答志島に開設しました。鳥羽港から約25分。日々、定期船に揺られながら通勤しています。答志島は漁業が盛んで、年間を通して様々な魚が獲れる島です。また、日本に唯一残る若衆宿「寝屋子制度」など離島ならではの祭や風習が残っています。自身が大好きなこの島で仕事ができることに幸せを感じています。皆様もぜひ、魚を食べに、島の生活を感じに答志島へ遊びに来てください。

登録以後も日々勉強の毎日ですが、信頼される行政書士を目指して日々精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

ADR調停ブラッシュアップ研修会の報告

行政書士ADRセンター三重 運営委員 藪 裕子

行政書士ADRセンター三重では、令和7年10月3日および11月7日の2日間にわたり、調停人候補者を対象としたブラッシュアップ研修を開催しました。本研修は、調停人として必要な基本的姿勢と実践的スキルの向上を目的とし、座学と模擬調停を組み合わせた内容で実施しました。また、今回は、調停人候補者以外の一般会員の方も参加可能とし、ADR調停を体験していただく機会といたしました。

2日間にわたる研修の冒頭では、それぞれ約30分間の座学を行い、初日は「事前相談から調停までの流れ」をテーマに、申し込み受付から調停実施までの手続きや、事前相談での情報整理や当事者の意向把握などを、具体例を交えて学びました。2日目の「傾聴スキル」では、当事者の発言を丁寧に受け止める姿勢や、表情や声の調子など非言語的なサインへの気づき、中立的共感の方法などを確認しました。安心して話せる雰囲気づくりや要約・言い換えを通じた意見整理の支援についても考察し、実務に直結するヒントを得る機会となりました。

これらの座学を通じ、調停人としての基本姿勢と実務の要点を再確認し、調停の現場で求められる姿勢やスキルへの理解を一層深めることができました。

後半は、全員参加による模擬調停を実施しました。参加者は複数のグループに分かれ、調停人役、申込人役、相手方役、そして観察者役をそれぞれ担当しました。約1時間半にわたり、事前に設定された事例をもとに役作りを行い、当事者の立場や背景を丁寧に理解したうえで、緊張感のあるやり取りを交わしました。各グループでは、調停人役が場の進行や意見整理を工夫し、申込人役・相手方役が感情や主張をリアルに表現することで、本番さながらの臨場感が生まれました。参加者全員が真剣に臨む姿勢の中で、言葉の選び方や沈黙の活かし方、相手の気持ちを引き出すタイミングなど、調停実務における細やかな対応の大切さ、難しさを体感しました。

終了後には、各役割を担当した参加者から感想や意見を出してもらい、全体で振り返りを行いました。「相手の立場を理解する難しさ」「言葉の選び方ひとつで場の雰囲気が変わること」「調停人としての中立性の保ち方」など、実践を通して得られた具体的で建設的な意見が多く出されました。発言の一つひとつに、調停人としての姿勢や課題意識の高まりが感じられ、参加者それぞれが自らの強みや改善点、今後の成長の方向性を見つめ直す貴重な機会となりました。

当センターでは、今後も調停人候補者のスキルアップを図るため、実践的な模擬演習やグループディスカッションなど、様々な手法を取り入れた効果的な研修を継続的に実施してまいります。調停を通じて、より円滑な紛争解決と当事者が納得する支援が行えるよう、引き続き研鑽を重ねていく所存です。

そして、今回ADR調停を体験された一般会員の皆様におかれましては、本研修を通じてADRへの理解を一層深めていただけたのであれば幸いです。今後ともADRセンターの活動へのご理解とご協力ををお願いいたします。

合意形成は‘聞く’から始まる

～ADR調停人に求められる傾聴スキル～

親族調査委員指定研修の報告

親族調査等業務管理委員会 委員長 天 春 隆 子

令和7年10月14日（火）、アスト津研修室Aにて、親族調査等業務管理委員会規則第8条第3項に基づき、登録会員の指定研修を実施（32名出席）しました。

講師は、第3ブロックの松阪支部 中山美希子会員にお願いし、親族調査の実務について講義していただきました。

講義終了後、ブロック別に分かれ、各市町の実情に合わせた内容で各ブロック長（第1ブロック：四日市支部 橋本俊雄会員、第2ブロック：鈴鹿支部 樋口亮治会員、第3ブロック：松阪支部 山越一会員、第4ブロック：伊勢支部 中村恒会員）を中心に、研修に参加された委員とともに研修兼会議を行っていただきました。

それらに先立ちまして、市町への説明用に作成されていたリーフレットを参考にし、委員長の立場から親族調査の概要と現状の問題点及び課題を説明させていただきましたが、その内容を端的に申し上げますと、「人」と「お金」と言うことに尽きると考えます。

先ず、「人」に関しては、今年度においては登録会員の数は足りている状況ですが、「空き家」についての契約が来期以降増加することが予想され、その対応策として、ブロックを超えた協力体制の構築とともに新規登録会員の増加を図らなければならないため、今年度も2月に研修と考查を実施する予定であり、改めて会員の皆様のご協力をお願いさせていただきました。

次に、「お金」についてですが、この事業では、ご自身で獲得された業務と同様の報酬が役所から支払われる訳ではありませんが、当会の本事業の位置づけは「社会貢献事業」であることを考えると、悩ましい問題であることを申し上げました。

また、説明の中では、本会として初めての契約（平成24年）が成年後見に基づく親族調査であることや、社会貢献と銘打っていることもあり、2親等までの調査であれば十分な額と思われたため、現在よりも単価の設定はかなり低く設定されておりましたが、その後、相続人調査を必要とする市町の課からの要請を受け、当時の委員会において協議した結果、現在の単価設定（ほぼ、2親等までの調査で完結する「成年後見」の親族調査と、相続人まで辿り着かなければならぬ「空き家」などの相続人調査では、多くの場合取得する戸籍の通数に差が生じる。）に落ち着いたものと思われます。

しかし、それから7年ほどが経過し、最近では、単価設定の見直しを検討して欲しい、というお声も上がってきておりました。

そこで、委員長の交代したこの機に乘じ、各地区の担当ブロック長とともに契約先の全市町を訪問し、ご挨拶方々、単価の改訂を検討中であることをご説明して参りました。

市町によって反応は様々でしたが、結局、市町の予算をつけていただけるかどうかが最大のポイントであり、単価を上げても件数が減るという事態になることは容易に想像できますが、それでも、手伝って欲しい、と言って下さる市町のご担当者様にとっては喫緊の課題だという、切実なる想いがこちらにも伝わってまいりました。

他にも、市町の担当課毎に問題点が違うことも見えてきましたが、我々の組織としての対応の限界もあり、何処まで対応できるのかをよく見定め、委員会あるいはブロック長のご意見や諸先輩方のご意見を伺いながら、一つ一つ答えを見つけて行かなければならぬことを痛切に感じました。

親族調査会員の皆様には、登録されているのに案件がない地域があったり、安価な報酬でお願いしなければならない地域があったりと、大変ご迷惑やらご心配をおかけしていることに対し大変心苦しい思いを禁じえませんが、これも偏に「社会貢献」事業を担う三重会の縁の下の力持ち的な立場をご自身の誇りとされ、今後もご協力を願いますとともに、このような事業に関わる会員の方々がおられることに對し、他の会員の皆様のご理解・ご協力無しにこの事業を成功に導くことは叶わないことに思いを致しながら、研修結果報告とさせていただきます。



会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民の利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められます。職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

行政書士職務基本規則と職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する研修会の報告

職務上請求書管理委員会 委員 原 田 貴 大

日 程 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後4時45分

会 場 アスト津 研修室A

講 師 〈第1部〉行政書士倫理研修 総務部長 郡山 方正

行政書士職務基本規則研修 総務副部長 澤井 利文

〈第2部〉職務上請求書の適正使用研修 職務上請求書管理委員 橋本 俊雄

参加者 42名（会員40名、補助者2名）

令和7年10月7日、アスト津 研修室Aにおいて、「行政書士職務基本規則と職務上請求書の適正な使用及び取扱い」に関する研修会を開催しました。

日行連による一般倫理研修の義務化により、令和5年8月31日以降は職務上請求書購入時に受講修了証の提出が必要となったことから関心も高く、当日は42名の会員・補助者の皆様にご参加いただきました。

第一部では、「倫理及び行政書士職務基本規則を読み解こう」と題し、郡山方正総務部長にご講義いただきました。

郡山部長からは、行政書士および補助者として日々意識すべき“倫理”について、実務の現場での具体例を交えながら、貴重な自身の“失敗談”も包み隠さず披露していただき、会場は思わず「なるほど…」とうなづく場面が多く見られました。堅いテーマのはずが、いつの間にか“倫理の大切さ”がスッと胸に落ちる、そんな講義となりました。

続く澤井利文総務副部長からは、行政書士職務基本規則について、一つひとつ丁寧にご説明いただきました。

「行政書士として“当然のこと”を日々実践するには、何度も原点である“倫理”に立ち返ることが大切です」と力強く語る姿に、参加者一同、気持ちを新たにする場面も。まるで倫理のリマインドボタンを押されたような時間でした。

第二部では、橋本俊雄職務上請求書管理委員より、職務上請求書の適正な使用・管理についてお話しいただきました。

実際の事例をもとに“良い例・悪い例”をわかりやすく比較した解説に、「あ、これ自分も気をつけなきゃ」と思わず背筋を伸ばす参加者の姿も見られました。橋本委員の実務に即した説明は、まさに現場で役立つ“リアル講座”でした。

行政書士の倫理や職務上請求書の取扱いは、一人ひとりの行動が全体の信頼を支える大切な要素です。

たった一人の不適正な取扱いが、全国5万2千人を超える行政書士全體に影響することを改めて心に刻み、今後も高い倫理観を持って業務に臨む大切さを共有できた、充実の研修会となりました。



【研修会の様子】

令和7年度丁種会員名簿登載希望者研修・考查及び 名簿登載者指定研修の報告

自動車封印業務管理委員会 委員長 芝 野 拓 磨

自動車封印業務管理委員会では、令和7年10月11日（土）、三重県総合文化センターにおいて「令和7年度丁種会員名簿登載希望者研修・考查」および「名簿登載者指定研修」を開催しました。午前の部では丁種会員名簿登載希望者研修を、午後の部では名簿登載者指定研修を実施し、研修終了後には名簿登載希望者を対象とした考查を行いました。

令和7年12月末をもって「限定的事項のある丁種封印会員」制度の廃止を決定したことから、考查の実施を前倒しする必要があり、例年より早い時期での開催となりましたが、多くの方にご参加いただきましたことを、心より感謝申し上げます。

午前の部では、名簿登載希望者の方々に対し、封印業務や自動車登録の概要について説明を行いました。午後の部では、西飯副委員長より、自動車登録や封印業務に関する注意点、取扱いの変更点などについて詳しくご説明いただきました。

丁種会員名簿登載希望者研修は、自動車封印業務管理委員会規則により年1回の開催が定められていますが、参加日を選べず、遠方からお越し頂く方も多いことから、名簿登載者の皆さまにはご負担をおかけしている面もあるかと思います。そこで、今後は指定研修についてはオンラインでの開催を検討しております。

封印の不適切な取扱い事例は依然として見受けられ、丁種封印の取扱いについても今後さらに厳格な管理が求められる状況にあります。会員の皆様が安心して自動車関連業務に従事できるよう、引き続き努めてまいります。

今後とも、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



経営事項審査等説明会の報告

経審WG 代表 帯 山 勝一郎

令和7年8月7日に三重県教育文化会館において、経営事項審査等説明会が開催されました。約2年ぶりの会員向けの開催となり、参加者は50名で経営事項審査業務を手掛けている会員が多く参加されました。

内容は3部構成でした。

第1部は、経営事項審査の主な変更点についての説明がなされました。主な説明内容は以下の通りです。

- ①確定申告書の税務署受付印について
- ②健康保険証の取扱いについて
- ③業種追加申請時の提出書類簡素化について
- ④郵送受付の〆切日について
- ⑤実務経験による技術者資格要件の見直しについて
- ⑥建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について

第2部は、経営事項審査申請の概要についての説明がなされました。主な説明内容は以下の通りです。

- ①経営事項審査の流れ、有効期間について
- ②申請手続と受付方法について
- ③書類作成上の注意点について

第3部は、経審WGから行政書士代理申請についての注意事項を説明させていただきました。主な説明内容は以下の通りです。

- ①予約時間帯での代理人行政書士による電話対応の厳格化について
- ②事前預かりの書類持参者の要件緩和について
- ③行政書士法人の顔写真、職印、証票コピー、対応者について
- ④行政書士法人の委任状の記載方法について

第1部、第2部につきましては、三重県ホームページ「建設業のための広場」に説明資料、説明動画が掲載しております。参加できなかった方はご覧ください。

(掲載ページのQRコードはこちら→)



今後は電子申請を強力に推進することとなっており、令和7年度は3回の電子申請集約日を設定し、令和7年9月、12月に開催されました。残り1回は令和8年2月18日（水）に開催されます。また、令和8年度は毎月電子申請集約日が設けられる予定です。通常の申請では受審月の翌々月に発行される結果通知書が、電子申請の場合には翌月に発行されるというメリットがあります。

今後は電子申請をご検討いただきますようお願い申し上げます。

災害復興支援員募集に関する研修会の報告

災害時支援WG 代表 郡山方正

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、日本行政書士会連合会は、令和6年6月に「災害復興ボランティア」を募集していましたが、令和6年9月25日付で「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、将来的な大規模災害の発生に備え、「災害復興ボランティア」を「災害復興支援員」に改め、令和7年3月28日付で新たに募集をしているところです。

本会は、この募集に対し三重県行政書士会独自の研修会を開催しました。研修会終了後、受講修了者に災害復興支援員の募集を呼びかけたところ19名の会員の方々の応募をいただきました。

今後も研修会を開催し、更に応募者を募る予定ですので、皆様のご協力をお願いいたします。



令和7年度 新規入会会員研修会の報告

業務部 部長 萩野剛弘

令和7年12月に三重県教育文化会館にて新規入会会員研修会を開催いたしました。

今年は、昨年に引き続き行政書士職務基本規則の解説を中心とした倫理研修と職務上請求についての研修の二つの必須科目を筆頭に、専門業務6科目の研修を行いました。

今年度の新人研修は、受講者が多いこともあり、テキストをデータのみで配布し、受講者が各自ダウンロードし、印刷又は電子媒体を持参することとしました。事前課題、予習問題、練習問題、ロールプレイングを準備した科目もあり、講師の個性が出たユニークなテキスト集となりました。講義もグループワークを取り入れるなど講師の特徴がでる研修になりました。テキストの二次利用等はもちろん禁止ではありますが、受講生の皆さんには、ご自身の業務に役立てるよう大いにテキストデータを利用してくださいたいと思います。

この新人研修で学んだことを基礎として、今後の行政書士業に邁進していただけることを期待いたします。

《令和7年度新規入会会員研修会スケジュール》

日付	講義	講師	会場
12月6日（土）	倫理研修 職務上請求研修 建設業務研修	総務部 郡山 方正部長 職務上請求書専門委員会 中山 美希子委員 亀山支部 松田 典子会員	三重県教育文化会館 第2会議室
12月7日（日）	農地業務研修 国際業務研修	桑員支部 伊藤 圭子会員 四日市支部 大塚 陽会員	三重県教育文化会館 第4会議室
12月13日（土）	法人業務研修 民事法務研修	鳥羽志摩支部 井倉 佑貴会員 鳥羽志摩支部 河村 啓会員	三重県教育文化会館 第2会議室
12月14日（日）	運輸交通業務研修 各種業務案内 修了証授与式	桑員支部 野呂 友和会員	三重県教育文化会館 第2会議室

新規入会会員研修会 1日目と2日目の様子



若林会長による開講挨拶



倫理研修 郡山方正講師



職務上請求研修 中山美希子講師



建設業務研修 松田典子講師



農地業務研修 伊藤圭子講師



国際業務研修 大塚陽講師

広報月間の監察活動について ～三重県医療政策課及び各農業委員会訪問の報告～

法規監察部 副部長 篠原一志

毎年10月の広報月間の監察活動は、日行連によってその分野が指定されます。今年度は医療法人に関する業務でしたので、アンケート調査を実施するとともに、三重県医療政策課を訪問して、申請窓口における本人確認の徹底や監察ポスターの掲示等を依頼してきました。

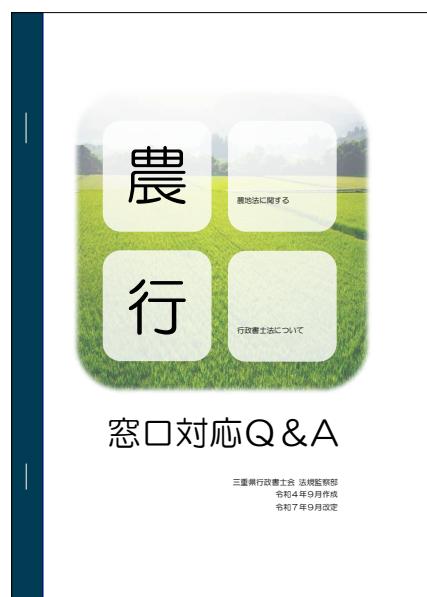
ただ、当該分野における書類作成は行政書士の独占業務でありながら、積極的に関与する行政書士が少なく、いわゆる「受け皿」が足りない状態です。いくら監察活動を行おうとも、受け皿が無ければ、非行政書士活動を押さえ込むことは不可能ですので、本会内における研修等の必要性を強く感じます。

また、日行連による分野指定は、各单位会における自由な監察活動を制限する趣旨ではありませんので、本会では各農業委員会を訪問しての監察活動も行いました。今回、訪問させていただいた農業委員会は、北から順番に、桑名市農業委員会、東員町農業委員会、紀北町農業委員会、熊野市農業委員会、紀宝町農業委員会の計5か所です。

いずれにおいても、日頃の行政書士制度への御理解及び御協力に深謝申し上げるとともに、ますますの本人確認徹底や監察ポスター掲示等を依頼しました。さらに今回は新たな試みとして、農地法担当者会議の際に出席者に配付していた「窓口対応Q & A」を刷新し、手交いました。窓口担当の方から、分かりやすく大変役立つとのありがたい御言葉を頂戴しましたので、当該試みは奏功したものと思われます。

本会の監察活動につき好意的な反応を示してくださる機関がほとんどですが、それゆえにこそ我々行政書士の責任は重大です。真正・適正な申請を行うことで、行政手続の円滑な実施に寄与し、先方、ひいては県民の皆様のお役に立っていく必要があります。實に残念なことに、行政書士による申請にもかかわらず、不適切なものが見受けられるとの情報も得ており、各々がその業務に関してますますの研鑽を積んでいかなければなりません。

本日、令和7年度改正行政書士法が施行され、その1条の2第1項において、「行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」とされました。我々に課されている大きな期待を自覚し、決して裏切ることのないよう、当該義務を忠実に履行していきましょう。



令和7年度行政書士試験の報告

行政書士試験WG

令和7年11月9日（日）鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパスB講義棟におきまして、令和7年度行政書士試験が実施されました。

今年度の受験申込者は574名（前年度578名）で、当日受験者は457名（受験率79.6%）となりました。

去年に引き続き鈴鹿医療科学大学様より会場をお借りできることもあり、受験者数についてもほぼ同数となりました。試験当日はあいにくの雨となりましたが、大きな問題もなく無事に長い一日を終えることができました。

本部員・監督員として、11月3日（祝）の事前説明会、8日（土）の前日準備、9日（日）の試験当日とお忙しい中ご協力いただいた各支部34名の会員の皆様、そして長期間に渡り試験センターとの連携、試験用具の準備、当日の運営等に従事していただきました事務局員の皆様にあらためて深く感謝申し上げます。

試験WGとしては例年7月ごろより準備を始め、試験に向けての昨年からの改善点などを会議で話し合い、試験会場の下見や各担当機関との打ち合わせを重ね準備をしております。

本年も試験WG一同入念に準備を進めて参りました。

ただ、毎年対策を立てて臨んでも何かしら思わぬアクシデントは起こるもので、いつも機転を利かせて対処していただく皆様方には本当に頭が下がる思いです。

試験の合格発表は令和8年1月28日となります。今回合格された受験生が行政書士会に登録し、近い将来行政書士試験に本部員・監督員として携わっていただけることを願っております。

本年も試験会場の使用にあたり執行部にご尽力をいただきましたことをお礼申し上げます。

また、次年度の行政書士試験に向けて引き続き皆様のあたたかいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



防災訓練参加報告

災害時支援WG

三重県行政書士会は、令和7年11月23日（日）に、津市香良洲高台防災公園で行われた令和7年度津市総合防災訓練に参加しました。

本訓練は、危惧される南海トラフを震源とする巨大地震発生を想定し、行政、市民及び防災関係機関が一体となった実践的な応急対策活動訓練で、午前9時から午前11時10分まで晴天の中行われました。

今年度の訓練におきましても、災害時支援WGが中心となり津支部の支援を受け、現地訓練会場で罹災証明書の重要性を市民の皆様に周知するためパンフレットの配布を行い、被災後の手続き等について啓蒙活動を行いました。

市民の皆様が罹災証明書について強い関心を持っていることを肌で感じることができました。



行政書士ADRセンター三重からのお知らせ

センター長 阪 幸 子

前回の会報にて、当センターにとって初となるADR調停が開催され、関係各位のご尽力により、第1回調停期日において円満な合意にいたったことをご報告いたしました。これは、ADR制度の有用性を示すとともに、行政書士が紛争解決の担い手として社会に貢献できる可能性を示す大きな一歩となりました。そして今期におきましても、ADRの活用に関するご相談が寄せられております。これまでに2件の事前相談を行い、そのうち1件については正式なお申込みをいただきました。先日、相手方からの応諾を得ることができ、1月には当センターとして2回目となる調停が開催される見込みです。これは、行政書士が関与するADRが県民の皆様にとって身近な紛争解決の有効な選択肢として受け入れられ、その信頼性を着実に高めている証であると確信しております。

一方で、ADRの認知度は依然として十分とは言えず、その周知・普及は当センターの重要な使命であると考えております。その一環として、9月には恒例となりましたあすまいる（三重県動物愛護推進センター）の動物愛護週間イベントに参加いたしました。当日は来場者の方々にADRのパンフレットを配布し制度の紹介を行ったことはもちろんですが、他の参加団体との交流を通じて行政書士ADRセンターの役割を直接PRすることができました。これはADRの認知度向上を図る上で大変有意義な機会となっています。

今後も、行政書士ADRセンター三重は、行政書士の専門性を活かした迅速かつ公正な紛争解決サービスを提供し、皆様の信頼に応えてまいります。会員の皆様におかれましては、引き続きADR制度の普及と活用にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



あすまいる職員の皆様と

【取り扱う紛争の範囲】

1. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
2. 自転車事故に関する紛争
3. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
4. 建物賃貸借の敷金返金または原状回復に関する紛争



日行連公式ADRキャラクター
エディーとアール

令和7年度 会員交流親睦事業（ボウリング大会）の報告

広報部 副部長 小林マイケルアンジェロー

令和7年11月22日、津市の「津グランドボウル」にて、会員交流親睦事業としてボウリング大会を開催いたしました。当日は会員の皆さまをはじめ、ご家族・関係者を含む36名にご参加いただき、大変賑やかな催しとなりました。

約10年ぶりとなるボウリング大会の開催ということもあり、皆さま開始直後から気合い十分で、ストライクやスペアが出るたびに大きな歓声が上がり、会場全体が一体感に包まれておりました。競技は個人戦・団体戦の2部構成で行われ、入賞者には賞状と景品が贈呈されました。また、お楽しみ抽選会では多くの方に豪華景品が当たり、大いに盛り上りました。

大会終了後は「や台なし」にて懇親会を開催し、競技の話題や日頃の活動について語り合うなど、和気あいあいとした雰囲気の中、親睦を深める貴重な時間となりました。

参加者からは「ぜひ来年もボウリング大会を開催してほしい」との声が寄せられ、会員交流親睦事業として大変意義のある行事となりました。今後も会員同士の交流を深められるよう、楽しいイベントを企画してまいります。引き続き支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年度 隣接士業連絡協議会の報告

副会長 大久保 有 規

令和7年8月12日（火）、令和7年度隣接士業連絡協議会が開催されました。下記のとおり、ご報告いたします。

記

日 時 令和7年8月12日（火）午後3時00分～午後4時40分

場 所 三重弁護士会館2階会議室

- 議 題
- 1.綱紀・処分案件に関する指導、研修等の取組について
 - 2.高齢者・障害者に対する取り組み及び連携について
 - 3.その他（意見交換）

出席者（順不同・敬称略）

東海税理士会 三重県支部連合会

会長 今西 孝彰 副会長 土田 繁 副会長 窪田 浩久

三重県司法書士会

会長 堀木 博貴 副会長 木内 洋介 副会長 天野 民愛

三重県社会保険労務士会

会長 岡寄 佳男 副会長 瀧谷 英幸 副会長 山崎 令子

三重県土地家屋調査士会

会長 川井 一浩 副会長 高山 秀峰 副会長 山本 幸司

三重弁護士会

会長 伊賀 恵 副会長 斎藤 美淳 副会長 芦葉 甫

三重県行政書士会

会長 若林 三知 副会長 米田 智彦 副会長 大久保有規

各議題においては、各士業の義務研修の頻度、処分権限の所在の違いなどの情報の共有や成年後見センターを通じての成年後見業務への取組みが話され、高齢の会員における業務の引継ぎについての意見等が多く交わされました。



行政書士制度広報月間における取組の報告

広報部

毎年10月1日～10月31日は行政書士制度広報月間です。県民の皆様に行政書士制度への理解と信頼を一層深めていただくため、広報部ではさまざまな取り組みを実施しました。

まず、制度の周知と活動内容の広がりを図るため、県内の官公署および各マスコミを訪問し、行政書士制度の意義や本会の取組状況を説明するとともに、広報活動へのご協力を依頼しました。これらの訪問を通じて、行政手続の専門家としての行政書士の役割を改めて理解していただく良い機会となりました。

また、広報月間初日の10月1日には「電話無料相談会」を開催しました。当日は多くの問い合わせをいただき、相続など生活に密着した相談を中心に6件の対応を行いました。短時間ながら、市民の身近な困りごとに応える行政書士の存在を実感していただく有意義な機会となりました。

さらに、令和7年2月に消防庁から各都道府県の消防防災主管部に向け、消防法令に基づく各種手続における行政書士法違反の防止について通知があったことから、法規監察部と連携し、行政書士制度広報月間に合わせ、監察活動の一環として県内各消防本部への訪問を実施しました。これは、非行政書士による書類作成行為の防止や、行政書士制度の正しい理解促進を目的としたものであり、現場の担当職員の方々から多くの意見や要望を伺うことができました。

今後も広報部では、行政書士制度の適正な普及と社会的信頼の向上に努め、県民に寄り添う身近な専門家としての役割を果たしてまいります。



不当要求防止責任者講習の開催について

◆暴力団等排除対策委員会

暴力団等による不当要求行為を未然に防止するため、「不当要求防止責任者講習」を下記のとおり開催いたします。

本講習は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条に基づくもので、受講された方には三重県公安委員会より受講修了書が交付されます。企業や事業者が社会的信頼を維持し、安心して事業活動を行ううえで、大変意義のある講習です。

なお、三重県、伊賀市、桑名市および菰野町では建設工事の総合評価方式において、本講習の受講実績が評価項目として採用されております。

これを受け、三重県行政書士会会員に加え、建設業者や風俗営業事業者など関係事業者の皆様も受講可能といたしました。関与先の事業者様に積極的な参加のお声掛けをよろしくお願ひいたします。

ぜひこの機会に多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日 時：令和8年2月18日（水）13時30分～16時30分（受付13時～）

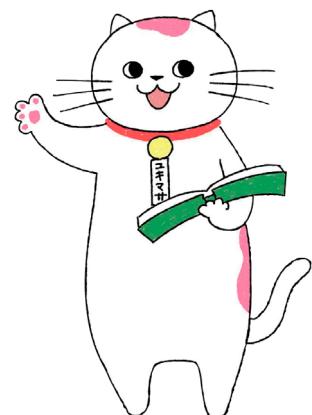
会 場：くわなメディアライヴ 多目的ホール

受 講 料：無料

申込方法：「責任者選任届出書」に必要事項を記載し、事務局までFAX、またはメールでお申し込みください。

※責任者選任届出書は三重県行政書士会HPに掲載されております。

申込締切：令和8年2月6日（金）



非行政書士行為の情報提供をお願いします！

法規監察部

他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士の独占業務であり、行政書士（行政書士法人を含む。以下、同じ。）ではない者は業として行うことができません（行政書士法1条の3第1項、同19条1項）。違反行為（非行政書士行為）をした者は1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処せられます（同21条の2）。

非行政書士行為は、単に我が国の法秩序を乱すだけでなく、国民の生活に直接的な不利益をもたらし、その権利利益を具体的に侵害します。例えば、国民の不知に乗じて不要な書類を作成し高額な報酬を請求する案件や、知り得た個人情報を不正に第三者に提供することによって利益を得る案件などが報告されています。こうした反社会的行為を行政書士会が看過することはできません。

法規監察部は非行政書士行為の監察活動を職務の一つとしており、隨時、当該行為の調査を行っています。ところが、それ以外の職務も多くある関係上、調査に割くことのできる時間には限界があり、本会の知り得ない非行政書士行為も存在するものと思われます。したがいまして、日常の業務処理等の社会生活において非行政書士行為を覚知されたときは、ぜひとも本会に情報提供をしていただきたく存じます。非行政書士行為の撲滅にどうかお力を貸しください。

※本会による非行政書士行為の監察活動は、あくまでも国民の権利利益実現のためにのみなされるものであり、決して行政書士の既得権益の維持や職域確保を目的として行われるものではありません。したがいまして、情報をいただいたとしても、必ず刑事告発等を行うわけではありません。この点は御理解をお願いします。

特定行政書士WGからのお知らせ

特定行政書士WG

新年明けましておめでとうございます。

特定行政書士WGでは、例年通り10月に特定行政書士法定研修の考查を実施いたしました。令和7年度は11名の会員が考查を受けられました。昨年度の5名の倍以上の受験者となりました。

昨年9月に各支部には特定行政書士のパンフレットを配布させていただきましたので、本年も多くの会員が法定研修を受講していただきますようお願いいたします。

本年も引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

共催セミナー報告

三重県行政書士会・日本行政書士政治連盟三重会共催 『行政書士法改正セミナー及び意見交換会』の報告

日本行政書士政治連盟三重会 会長 小林徹也

令和7年11月29日（土）、津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）において、日本行政書士政治連盟三重会と三重県行政書士会の合同による「行政書士法改正セミナー及び意見交換会」を開催しました。当日は、国会議員、県議会議員、市町議会議員の皆さんをはじめ、会員にも多数ご参加いただき、盛会のうちに執り行うことができました。また、公務のためにご出席が叶わなかった議員各位より温かい祝電を賜りましたこと、ここに改めて厚く御礼申し上げます。



第一部では、日行連作成の行政書士法改正解説動画を視聴し、続いて三重県行政書士会 若林会長より、改正の背景や今後の実務への影響について解説が行われました。

第二部では、日政連三重米田相談役の司会で、今回の行政書士法改正の趣旨を踏まえ、①行政手続全般におけるデジタル化、②特定行政書士の業務拡大、③行政書士業務の明確化の三つをテーマとし、議員および会員が八つのグループに分かれて意見交換を実施しました。各グループにて活発な議論が交わされ、議員の皆さんからは「行政書士の現場感覚を直接聞くことができた」などの声が寄せられ、会員からも日頃の業務で感じる課題や制度改善への提案が多く示され、双方にとって学びの多い時間となりました。今回のセミナー及び意見交換会を通じて、改正行政書士法に基づく今後の行政書士の役割と責務を再確認するとともに、議員の皆さんと地域課題を共有し、連携をより強化する有意義な機会となりました。日政連三重は、行政書士制度の充実発展と行政書士の社会的・経済的地位向上のため、今後も活動を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

講演内容

第1部 『行政書士法改正の解説』

1. 行政書士法改正について解説動画視聴
2. 補足説明

三重県行政書士会 会長 若林 三知

第2部 議員と会員による意見交換会

司会：日政連三重相談役、日本行政書士政治連盟幹事 米田 智彦



来賓紹介（順不同）

参議院議員 山本佐知子様 参議院議員 小島 智子様 三重県議会議員 石田 成生様
三重県議会議員 杉本 熊野様 三重県議会議員 野口 正様 三重県議会議員 山内 道明様
津市議会議員 佐藤 有毅様 津市議会議員 福田 慶一様 津市議会議員 田矢 修介様
伊勢市議会議員 宿 典泰様 松阪市議会議員 米倉 芳周様 朝日町議会議長 清 将人様
多気町議会議員 坂井 信久様 衆議院議員 鈴木英敬様代理 秘書 中川 尚昭様
自由民主党三重県第三選挙区支部長 石原正敬様代理 森下 幸泰様

祝電紹介（順不同）

衆議院議員 岡田 克也様 衆議院議員 田村 憲久様 衆議院議員 中川 康洋様
衆議院議員 鈴木 英敬様 衆議院議員 川崎 秀人様 衆議院議員 下野 幸助様
参議院議員 小島 智子様 自由民主党三重県第三選挙区支部長 石原 正敬様

温暖化対策と改正GX推進法：私達行政書士の役割と貢献

松阪支部 行政書士 & M-EMS主幹審査員 & 炭素会計アドバイザー 伊藤義徳

2025年6月に施行された改正GX（グリーントランスフォーメーション）推進法は、日本のカーボンニュートラル実現に向け、産業構造とサプライチェーン（以下SCと記載）全体に変革を迫っています。行政書士の私達がこの変革期において地域の中小企業の「脱炭素経営の伴走者」となるためのロードマップと連携について、環境の審査員をしております私の私見を以下に記載したいと思います。

1. 改正GX推進法と大企業の義務

この改正GX推進法は、排出量取引制度を本格的に導入し、温室効果ガス排出量（CO₂が10万トン以上）の多い大企業に対し、明確な削減責任と情報開示を義務付けられました。2026年度からGX-ETSへの参加と2030年度に向けた削減目標（2013年度比-46%）を設定し、そのロードマップを作成した後、目標・実績は「GXダッシュボード」で公表を義務づけされました。これにより、大企業は排出量削減を単なる環境対策ではなく、中長期的な経営戦略と一体化させることが求められています。

2. 三重県内中小企業への影響：サプライチェーン排出量への対応

大企業の排出削減義務は、取引を通じてSC全体に波及します。大企業が「SC排出量（Scope3）」を算定・開示するため、その構成要素である中小企業に対し、自社事業所での排出量データ（Scope1【自社の燃料等からのCO₂直接排出】& Scope2【他社からの電力等からのCO₂間接排出】）の提出をすでに求め始めています。その中小企業は、否が応でも排出量の「見える化」と「削減」に着手せざるを得なくなっています。そしてこのデータを提供できなければ、大企業の取引から排除されるなど、事業継続に影響を及ぼすリスクが生じることとなります。

3. 行政書士の役割

三重県内では、中小企業の脱炭素経営を支援するため、行政と民間が連携した体制が既に動いています。私たち行政書士は、以下の組織と連携することで、支援効果を発揮できると思われます。

- ・三重県地球温暖化対策課--脱炭素経営支援事業、補助金情報提供など
- ・M-EMS認証機構--中小企業向け環境システムM-EMSの運用・外部審査登録

特に、M-EMS認証機構は今年度からScope1, 2の見える化と外部審査に対応したS2CN規格を運用しており、ISO14001審査員補以上の資格者を募集しております。これは、行政書士の皆様が専門性を高め、地域支援に参画する大きなチャンスだと私は思っています。

『M-EMS「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード」の概要』

M-EMS規格	メリット
ステップ1	規模や環境負荷が比較的小さく、環境問題に取り組めたところに適合します。
ステップ2	ISO14001とほぼ同じ規格となっており、三重県建設工事発注標準において加点があります。
ステップ2W	EA21(エコアクション21)との相互認証により、産業廃棄物処理業者の優良認定の要件に適用されます。
◎ステップ2CN	自社領域でのCO ₂ 排出量(Scope1, Scope2)の可視化が行えます。

特徴

1.環境マネジメントシステムの認証制度	4.審査時にも、ご相談アドバイスが可能
2.シンプルでわかりやすい規格	5.省エネ・省資源・リサイクルにより脱炭素にも貢献
3.低コストで、コンサルティングや審査が可能	

*詳細は下記【お問い合わせ】までご相談ください。(平日9時～16時)



一般社団法人 M-EMS認証機構
URL: <https://www.m-ems.org/>
E-mail: info@m-ems.org
TEL: 059-221-1605
FAX: 059-221-1000



三重県環境生活部環境共生局
地球温暖化対策課
URL: <https://www.mfcr.mie.jp/cos/M-EMS/index.htm>
TEL: 059-224-2266
FAX: 059-229-1016



4. 行政書士のスキルアップと社会貢献への期待

温暖化が過激さを増す中、中小企業は否が応でもサプライチェーンの中で温暖化対策を求められています。私たち行政書士の強みである正確な文書作成能力とコンプライアンス支援の専門性を活かし、前述の分野に行政書士が環境マネジメントの知識と審査員としてのスキルを身につけることで、単なる事務代行から一歩踏み出し、「脱炭素経営の伴走者」として、中小企業が企業価値を向上させ、持続的に発展していくためのサポート業務も考えられます。ご希望の方はご連絡ください。



行政書士証票及び補助者証の提示並びに 徽章着用の徹底について

当会が、行政書士でない者による違法行為を排除すべく監察活動に尽力してきた結果、官公署への提出の際に、受付担当者による申請者の本人（身分）確認を積極的に実施していただける窓口が増えてきました。当会は、今後も非行政書士撲滅を目指し、監察活動をより強力に推進してまいります。

行政書士は、後記規則（抜粋）等により行政書士証票の常時携帯が義務付けられています。行政書士証票は行政書士としての身分証明書であり、官公署から身分確認を求められたときに提示するものです。また、行政書士徽章についても着用が義務付けられています。これらは補助者についても同様の義務があります。

会員の皆様の行政書士証票の携帯及び行政書士徽章の着用を徹底していただくとともに、補助者の方へも雇用者としての管理及び監督責任の下、適切なご指導をしていただきますようよろしくお願い致します。

なお、補助者の定義として、行政書士業務を補助及びその業務に附隨して処理する必要のある事務をする者につきましては、業務量に関わらず全ての者が該当することになり、該当者を置かれた場合は、補助者設置届を必ず出していただきなければなりませんので、その旨ご留意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◆日本行政書士会連合会 行政書士証票に関する規則 (所持上の責務)

第4条 行政書士は、証票を他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 行政書士は、証票を常時携帯しなければならない。



◆日本行政書士会連合会 行政書士徽章等規則 (徽章の着用)

第3条 会員は、徽章を会員の身分を象徴するものとして認識し、行政書士業務を行うときは、常にこれを着用しなければならない。
(補助者章の着用)

第7条 会員は、その補助者に対し、補助者章を補助者の身分を象徴するものとして認識させるとともに、補助業務を行わせるときは、常にこれを着用させなければならない。

青年会 発足！～笑いあり、涙あり、そして熱い想いを胸に～

青年会 朝 熊 祥 文

令和7年9月22日、青年会がついに発足しました。有志の若手行政書士が集い、これまで温めてきた想いが形となり、第一歩を踏み出しました。

発足式では、会の理念や今後の活動方針を確認し、若手会員同士が互いの思いを語り合う熱気あふれる場となりました。

さらに10月12日には、遠く北海道から青年会会长が津にお越しくださり、交流の機会をいただきました。地域を越えた繋がりができ、心を動かされた一日でした。

11月14日には懇親会を開催しました。気負わず自然体で語り合える雰囲気の中「これから行政書士会を担う仲間たちと、共に成長していきたい」そんな前向きな声が会場のあちこちから聞こえ、笑顔が絶えない夜になりました。

青年会は、45歳以下の若手行政書士による有志団体です。若手行政書士同士が繋がり、学び合い、協力し合える関係性づくりを目指しています。

「気軽に相談できる仲間がほしい」「同世代で情報交換できる場がほしい」と感じている方、ぜひ一度、青年会の扉を叩いてみてください。

私たちと一緒に、三重をもっと元気に、もっと面白くしていきましょう！

まだまだメンバーを募集しています。

ご興味のある方は、亀山支部朝熊祥文までお気軽にお声がけください。

連絡先：090-7694-4047





～コスモスみえ通信～



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

三重県支部支部長 仲 西 秀 子

早いものでコスモスみえが発足し15年目を迎えます。発足当時のコスモスみえの会員は21名ほどで、まずはコスモスみえの存在を知ってもらうための広報活動から始めたものです。司法書士で構成するリーガルサポート・社会福祉協議会からは10年の遅れをとつての発足でしたので、かなりのハンデがありました。

10年ひと昔とはよく言ったもので、今は一般社団法人から公益社団法人に変わり会員も61名の3倍に増え、裁判所からの推薦依頼も確実に増え、任意後見契約を含め受任件数はこの一年間（令和6年8月1日～令和7年7月31日）で、129件となっています。

裁判所との信頼関係も構築できまいりました。このことはコスモスみえの会員が受任した案件と真摯に向き合い、しっかりと取り組んできた賜物であることは申すまでもなく深く感謝申し上げます。

この記事を読んで下さっている行政書士会員の皆様、コスモスみえは皆様の入会を待っています。一人でも多くの皆様が後見の研修を受けられ、知識を習得し、コスモスみえの活動に加わってくださることを願っています。

令和7年9月27日には、コスモスみえの第14回社員総会を開催しました。新しい執行部が決まりましたので、ご紹介いたします。

支 部 長	仲 西 秀 子
副 支 部 長	藤 波 高 幸
総 務 部 長	橋 本 浩 三
研 修 相 談 部 長	藤 波 高 幸
広 報 部 長	石 田 美 穂
中 勢 管 轄 長	水 本 雅 久
南 勢 管 轄 長	藤 波 高 幸
監 事	山 越 一
相 談 役	帶 山 勝 一 郎

副 支 部 長	石 田 美 穂
財 務 部 長	西 堀 薫
業 務 管 理 部 長	橋 本 尚 美
北 勢 管 轄 長	佐 藤 良 佳
伊 賀 管 轄 長	長 谷 川 明 世
監 事	田 中 良 典



会員の動き

(令和7年7月1日～令和7年10月31日)

《新入会員のご紹介》 一入会おめでとうございます。 ご活躍を期待しております。

所属支部	入会年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号
鈴鹿	R7/7/1	吉本 利恵 (岡 利恵)	行政書士 オフィスみのりえ	鈴鹿市岸岡町 1958 番地1	080-3288-1888
熊野	R7/7/15	杉山 公一	行政書士 杉山公一	熊野市久生屋町 1053 番地	070-9146-9720
四日市	R7/8/1	伊藤 功一	ひなが行政書士事務所	四日市市日永 5380-296	059-345-8472
鈴鹿	R7/8/1	日々野正英	行政書士日々野事務所	鈴鹿市稻生二丁目 21番34号	059-387-5667
伊賀	R7/8/1	前田 朋輝	行政書士前田事務所	名張市西原町字長尾 2589 番地4	070-4030-9349
松阪	R7/8/15	清田 卓也	キヨタ行政書士事務所	松阪市大黒田町 370 番地9 センタービル1階	0598-66-9015
鳥羽志摩	R7/9/15	山下 憲一	行政書士事務所ひなてり	鳥羽市答志町 118 番地1	090-1984-9445
桑員	R7/10/15	村瀬 恭子	むらせ行政書士事務所	桑名市星見ヶ丘二丁目 817 番地	-
四日市	R7/10/15	川村 和音	かいせい行政書士事務所	四日市市小牧町 2579 番地5	070-4738-1836
津	R7/10/15	杉本 大輔	行政書士 杉本大輔事務所	津市本町 13番3号	059-253-1708
松阪	R7/10/15	江端 雄大	江端行政書士事務所	多気郡明和町金剛坂 775 番地14	080-5295-3634

《氏名・事務所名称・事務所所在地（電話番号）・属性を変更された会員》

所属支部	変更年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号	属 性
鈴鹿	R7/7/15	青山 隆志	行政書士青山事務所	鈴鹿市算所三丁目8番14号 primavera 101号	059-329-7061	個人開業
松阪	R7/7/31	溝田龍之助	変更なし	多気郡明和町金剛坂 775 番地14	変更なし	変更なし
津	R7/9/12	池田六太郎	変更なし	津市羽所町700 番地 アスト津7階	変更なし	変更なし
津	R7/9/12	里中 謙平	変更なし	津市羽所町700 番地 アスト津7階	変更なし	変更なし
四日市	R7/10/15	渡邊 和泉	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
津	R7/10/15	長谷川晃久	変更なし	津市下弁財町津興 3082 番地1	080-2614-4256	変更なし
松阪	R7/10/15	中村 聰志	変更なし	多気郡大台町上三瀬 595 番地2	0598-89-4007	変更なし
伊勢	R7/10/15	浪木 繁	変更なし	伊勢市河崎2丁目3番11号	0596-72-8750	変更なし

《退会された会員》

所属支部	退会年月日	氏 名	事務所所在地	理 由
桑員	R7/7/1	久留 一浩	桑名市大字蓮花寺63 番地	廃業
津	R7/7/3	辻 慎也	津市藤方1993 番地3	廃業
伊勢	R7/7/10	山中 成仁	伊勢市大世古二丁目7番12号	廃業

所属支部	退会年月日	氏 名	事務所所在地	理 由
伊賀	R7/8/4	小林 雅文	伊賀市西高倉4515番地	死亡
伊賀	R7/8/12	吉田 傑	伊賀市守田町21番地の3	廃業
四日市	R7/9/1	竹之下大樹	四日市市三栄町3番14号	単位会変更
津	R7/9/17	小林 祐介	津市西丸之内9番17号	廃業
鈴鹿	R7/9/24	坂 文夫	鈴鹿市西富田町590番地	廃業
津	R7/9/30	川上 克美	津市丸之内28番10号	廃業
尾鷲	R7/9/30	吉澤 信興	尾鷲市南陽町8番16号	廃業
松阪	R7/10/24	前田 孝次	松阪市市場庄町字塔田1129番地	死亡

会員総数 736名 法人総数 14社

(令和7年10月31日現在)

支部名	桑員	四日市	亀山	鈴鹿	伊賀	津	松阪	伊勢	鳥羽志摩	尾鷲	熊野
会員数	90	167	16	69	60	136	82	76	18	9	13
法人数	1	6	-	1	-	4	1	1	-	-	-

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

小林 雅文 会員 (伊賀支部)	令和7年8月4日 ご逝去
前田 孝次 会員 (松阪支部)	令和7年10月24日 ご逝去

長期会費滞納者について (総務部)

「三重県行政書士会会費滞納者処分規則」に基づき、会費を1年以上滞納されている会員の氏名を掲載いたします。

(会費滞納: 令和7年10月31日現在)

松井 勇樹 (伊勢支部)

(表紙写真の説明)
ユキマサ君を探せ！プレゼント企画



広報誌の表紙に、どこかにこっそり行政書士制度の宣伝部長「ユキマサ君」が隠れています。さて、あなたは見つけられるでしょうか？

ユキマサ君を見つけたら、答えを専用のGoogle フォームに入力または三重県行政書士会事務局へメールまたはFAXでご回答ください。

正解者の中から抽選で景品をプレゼントいたします。

表紙をじっくり見て、ユキマサ君を探してみてください。

メールまたはFAXでご回答される方は

- | | |
|--|---|
| ①ユキマサくんが隠れている
場所（広報部員が理解できるようお書きください） | ④住所
⑤電話番号 |
| ②お名前
③郵便番号 | ⑥メールアドレス
⑦希望する景品のコース
を記載の上、ご応募ください。 |

Google フォーム：URL <https://x.gd/M0JnI>

メール：info@mie-gyoseisyoshi.jp

FAX：059-226-4707



抽選の様子は三重県行政書士会の YouTube・Facebook にて公開予定！

※応募締切：令和8年2月22日（日）まで

※当選者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。

※ご本人（応募者）様から取得した個人情報は本企画に関する確認及び連絡に限り利用させていただきます。

景品



A賞

ユキマサ君ぬいぐるみ
… 1名



B賞

ユキマサ君パンチング
バルーンミニ … 3名

編集後記

あけましておめでとうございます。

さて、昨年の11月は新しい広報部のもと、会員交流親睦事業でボウリング大会を行いました。たくさんの方に参加していただき、非常に盛り上りました。

会員同士の繋りを会員交流親睦事業や広報誌を通して深めていくことも広報部の大切な仕事なので、今後も思い出に残るイベントや情報発信ができるように努めてまいります。

なにかやってほしいイベントごとなどありましたら、お近くの広報部員へご意見をいただければ幸いです。今後の活動の参考にさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

広報部担当者

行政書士みえ 第108号

発 行 令和8（2026）年1月1日
発 行 所 三重県行政書士会
津市広明町328番地 津ビル2階
TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707
ホームページURL <http://mie-gyoseisyoshi.jp/>
メールアドレス info@mie-gyoseisyoshi.jp
発行責任者 会長 若林三知
編集部員 米田智彦・朝熊祥文
小林マイケルアンジエロー・前川忠浩
後藤大輝・中村恒・芝野拓磨
印 刷 所 伊藤印刷株式会社 津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862

※ 三重県行政書士会事務局には専用の駐車場がありません。所用でご来局の際は有料駐車場「おぼろパーキング」をご利用ください。（駐車券をお出しします。）

行政書士の使命、職責、業務

(行政書士の使命)

第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。

(職 責)

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たつては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

(業 務)

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第一条の五 前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第十三条の三に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。）の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに、義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦 先生

上掲の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ自らを厳しく律して、信用と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。